

目 次

令和6年12月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 1

開会、開議 5

諸般の報告 5

会議録署名議員の指名 5

会期の決定 5

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告 6

（総務建設常任委員会） 6

（教育民生常任委員会） 10

（決算特別委員会） 13

（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会） 18

（議会活性化特別委員会） 18

委員長報告に対する質疑 19

（総務建設常任委員会） 19

（教育民生常任委員会） 19

（決算特別委員会） 19

（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会） 19

（議会活性化特別委員会） 20

討論、採決（継続審査 議案第9号） 20

休憩（午前10時29分） 22

再開（午前10時40分） 22

議案の上程、提案理由の説明 22

（議案第1号～議案第7号）

提案理由に対する質疑 29

（議案第1号～議案第7号）

委員会付託 30

(議案第 2 号～議案第 7 号)

討論、採決（議案第 1 号）	3 0
議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）	3 1
趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）	3 2
討論、採決（発議第 1 号）	3 2
散会（午前 1 1 時 1 3 分）	3 4

令和 6 年 1 2 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 102 号

令和 6 年 12 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 12 月 3 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 6 年 12 月 10 日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 6 年 12 月 10 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 6 年 12 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが 1 件、条例関係が 2 件、令和 6 年度補正予算関係が 4 件の合計 7 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 12 月 3 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 12 月 3 日に委員会室におきまして、12 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 12 月 10 日から 18 日までの 9 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に、閉会中における継続調査結果及び継続審査結果を各常任委員長、決算特別委員長、公共用施設跡地等利活用検討特別委員長、議会活性化特別委員長から報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、令和 5 年度決算認定について、討論、採決を行います。

続いて、執行部より、議案第 1 号から議案第 7 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 2 号から議案第 7 号までを各常任委員会に付託します。

続いて、議案第 1 号の討論、採決を行います。

次に、発議第 1 号「健康保険証の存続を求める意見書について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

11 日から 17 日までは休会とし、18 日は、はじめに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 11 月 29 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 2 号から議案第 7 号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 12 月 18 日までの 9 日間を予定しております。運営等につきましては、スム

ーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年12月10日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（森田哲也）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（鎌田亜由美）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（道下学）
--------------	---------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和6年12月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、決算特別委員会、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会、議会活性化特別委員会）
- 第4 継続審査 議案第9号 令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度土庄町一般会計補正予算（第3号））
- 第6 議案第2号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 令和6年度土庄町一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第5号 令和6年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第6号 令和6年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第7号 令和6年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

専決処分の報告について、工事請負契約の変更を2件配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、10番 川本貴也君、11番 福本達雄君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月10日から12月18日までの9日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 18 日までの 9 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和 6 年 11 月 26 日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

まず、総務課から 3 点説明がありました。

1 点目、定額減税補足給付金 調整給付金事業について、10 月 31 日が申請期限で 11 月 15 日に最終支給を行った。これにより、ひとまず、当初調整給付事業の支給事務が終了した。

支給方法は、プッシュ方式と支給確認書方式により行い、最終の支給結果は、全対象者の約 98%、2501 名 9704 万円となった。

今後の予定としては、本来給付すべき給付額と、「当初調整給付額」との間に差額が生じた方に対し、不足分を追加給付することが予定されているが、詳しい内容等に関しては、今のところ国から示されていないとの説明がありました。

2 点目、町内にある旧医師住宅について。当初、勤務医が居住していたが、中央病院の統廃合、また建物設備の老朽化等の理由により、現在は 4 軒ともに空き家となっている。

小豆島中央病院企業団に今後利用する予定はないことを確認し、町としても今後の利活用計画がないことから、今後、不動産鑑定を行い、鑑定結果を基に公募による条件付き一般競争入札を行いたいと考えている。

3 点目、DX フェロー委嘱について。土庄町では、国および各自治体の動向、進捗等の疑義に対するアドバイスを受けるために、陳内裕樹（じんない ひろき）氏、小出泰久（こいで やすひさ）氏の 2 名を DX 推進フェローとして委嘱する予定であると説明がありました。

次に、企画財政課から 3 点説明がありました。

1 点目、小豆島オリーブバスの運賃改定について。現在、小豆島オリーブバスでは、平成 28 年に上限運賃 300 円を導入した時点と比べて、燃料費、車両修繕費の増加等によって、運行経費が大幅に増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症による運行収入の減少が回復せず、非常に厳しい会社運営となっている。

また、深刻化する運転手不足を解消するには、運転手の処遇改善が必要であり、小豆島の路線バスを持続可能な公共交通にするには、路線バスの運賃値上げを実施する必要がある。

運賃については、来年 4 月から上限 300 円を 500 円に改定するもので、これにより、現在約 1 億円程度の赤字が 5000 万円程度に縮小される見込みを立てているとの説明がありました。

委員から、「学生の定期は変更ないのか」との質問に、高校生の通学定期については、負担が 5000 円で、それ以上は 2 町で負担しているが、今のところ引き上げる予定はないとの回答がありました。

2 つ目に、四海線の運航について。現在運行の四海線については、乗車人数も少なく、オリーブバスからは運転手不足を背景に町営バスに切り替えてほしい旨の要請があった。これを受けて、町としても令和 7 年 4 月より豊島シャトルバスと同じく自家用有償運送として、町が運営する町営バス路線として運行することを前向きに検討している。

方法としては、マイクロバスを使用して現在と同じダイヤを維持し、運行は、小豆島交通株式会社に委託することを考えているとの説明がありました。

3 つ目に、豊島シャトルバスの運賃改定について。豊島シャトルバスについては、燃料費の高騰や物価高騰による車両修繕費、点検費等の増加に伴って運営費が増加しており、今後の車両更新等を考えると、事業を継続的に維持していくためには収益の増加が必要である。

そのようなことから来年 1 月（後ほど、訂正あり）より、現在 200 円の運賃を 400 円に改定する案を検討している。ただし、豊島の住民の方については 200 円の据え置きとする予定で、観光客等と区別するため、住民用の割引バスを発行する予定との説明がありました。

2 点目、四海地区でのお出かけ乗合タクシー実証運行の実施状況について。運行期間が半期を経過したが、登録者数は 11 月 20 日現在、合計 45 人で、登録者の年齢別人数は、70 歳以上が計 37 人と全体の 82%を占めている。

利用者数については、延べ人数で合計 72 人、月別利用者数は、8 月 17 人、9 月 26 人、10 月 29 人と増加傾向にあり、地区別利用者数では、小江地区の利用者が 7 割近くを占めており、実質の利用者数は 12 人で、利用目的については、病院、買い物の利用が多い。

今後は、利用された方を対象に乗合タクシーのメリット、デメリット、希望利用料金などのアンケートを行い、本格運行への課題を探っていきたいと考えているとの説明がありました。

3 点目、土庄町中期財政計画について。令和 7 年度から令和 11 年度までの一般会計のみを対象とした機械的な推計値での計画であるが、地方債残高の今後の推移は、各課の事業予定をすべて反映させた結果、高い水準で横ばいとなる見込みである。

財政調整基金残高の推移は、歳入が人口減少により減少傾向となる一方で、歳出は増加傾向にあるため残高が減少していく見込みとなる。

地方債償還見込額は、令和 8 年度がピークとなり、単年で 15 億円を超える見込みである。財政措置が高い過疎債や辺地債を主軸に借り入れすることとしており、償還期間が短いため単年負担が高い水準で維持されることとなる。

引き続き、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の再点検を実施し、財政のスリム化を図りつつ、状況を好転させるため、予算重点配分枠による新たな活力を生み出すための事業を積極的に検討していく必要があるとの説明がありました。

委員から、「財政調整基金の先の見通しは」との質問に、推計していないので不明な部分はあるが、人口が減ってくることを前提として考えた場合、減少傾向になると思われるとの回答がありました。

3 点目に、第 3 期土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。現在の第 2 期総合戦略の計画期間が、今年度で終了するため、第 3 期計画を策定する必要がある。計画期間は、来年度から令和 11 年度までの 5 カ年との説明がありました。

そのほか、醤油サミットについての報告がありました。

次に、税務課から固定資産税における前納報奨金制度の廃止について説明がありました。

前納報奨金を廃止しようとする理由は、1 つ目に、前納報奨金の創設当初の目的は達成されていること。

2 つ目に、財政状況が厳しい中、安定した税収の確保ができること。

3 つ目に、現行での固定資産税のみ継続している制度のため、ほかの税目との差が生じていることと、一括で納めている方とそうでない方との間の公平性について問題があること。

4 つ目に、令和 7 年度末までに移行される自治体システムの標準化対応により、前納報奨金の交付業務が極めて困難となる見込みであること。

以上の理由から、前納報奨金制度を廃止する必要があることを考えている。

廃止時期については、令和 8 年度の廃止を目途に考えており、来年度は周知

の期間とする予定との説明がありました。

次に、会計課から土庄町入札契約監視委員会について説明がありました。

11月19日に開催した委員会では、まず1つ目に、令和6年度の入札制度改革の進捗状況を報告した。報告した内容は、建設コンサルタント業務における業務完了保証人制度の廃止、指名競争入札における指名業者ランクの見直し、予定価格事前公表の取りやめについての3点である。

2つ目に、指名停止業者の報告を行い、3つ目に、令和5年度下半期の入札契約について報告し、質疑応答を行った。

委員から、入札参加資格要件を見直すことで、応札者が増加すると思われる入札案件があるので、今後の入札で入札参加資格要件を検討してほしいとの意見が出されました。

4つ目に、令和6年度上半期の入札契約について報告し、質疑応答を行った。

委員から、「最低制限価格に近い金額で落札されたものについて、下請業者への悪影響や品質への悪影響がないのであれば良い。今後もそういった事案については確認をするように」との意見が出されました。

以上の説明がありました。

次に、建設課から2点説明がありました。

1点目、沖之島離島架橋事業について、第9工区の契約変更について、第10工区と第11工区の進捗状況についての説明がありました。また、地元漁業への影響を考慮し、スムーズな工事進捗を図るため、令和7年度事業費の一部について債務負担行為の設定を行い、次期工事の発注を今年度中に前倒しし、発注したいと考えている。これらについては12月定例議会において、補正予算議案として提案する予定である。

現時点での全体事業費は22億500万円、完成は令和8年度を予定しているとの説明がありました。

2点目、行者原住宅建替事業について。今年度より第1期工事としてA棟新築工事に着手しており、令和7年2月中旬の完成を目指しているとの説明がありました。

次に、農林水産課から台風10号に伴う被害の概要についての説明があり、黒岩地区と小部地区の農地において石積が崩壊し、災害査定で承認された。

馬越浜地区の農地に隣接する水路の石積が崩壊し、町単独事業で復旧する予定としている。

田井漁協と小部漁協（後ほど、訂正あり）の海岸に、大雨により漂着した流木などの撤去を実施したとの説明がありました。

次に、商工観光課から豊島のレンタサイクル貸出事業の使用料の見直しについて説明がありました。

今年度、企業版ふるさと納税の制度により、寄附金で 40 台の機材の更新を実施したが、持続可能な観光振興を図っていく上で、現行の料金設定では機材の次期更新費用を捻出できないほか、今後見込まれる多言語対応やキャッシュレス対応、メンテナンス費用の増加にコストを要することから、ある程度の受益者負担が必要と考え、使用料の見直しを検討しているとの説明がありました。

委員から、「インバウンド対応による多言語対応とは具体的に」との質問に、豊島のレンタサイクルの利用者は、ほとんどが観光客で、そのうち海外の方が 8 割を超えている。多言語に対応するキャッシュレス決済の対面レジを検討しているとの回答がありました。

そのほか、報告が 2 件。

1 つ目が、小豆島が持続可能な観光地として、国際認証であるグリーン・デスティネーションズのシルバーアワードを受賞した。

2 つ目が、大阪城秋まつり 2024 について。大阪城天守閣前広場で、石にまつわる大きなイベントが開催され、「石の島 小豆島」を大きく発信、PR できたとの報告がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

申し訳ございません。2 点、訂正させていただきたいと思います。

企画財政課からの説明のところで、豊島のシャトルバス運賃改定のところで、来年の 4 月 1 日から現在の 200 円の運賃を 400 円に改定する案というところですが。始まりは来年の 4 月 1 日です。

それと、もう 1 点が農林水産課のところで、田井漁港、漁協に聞こえたらあれなんで、漁港です。田井漁港と小部漁港のところになります。申し訳ございません。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

閉会中の令和 6 年 11 月 26 日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

生涯学習課。生涯学習課からは、湊崎第二グラウンド整備事業の進捗状況について説明がありました。6 月からグラウンド整備工事に着手し、グラウンド外周の擁壁のかさ上げ、暗渠排水等の水路の設置、盛土の施工が完成している。

現在は、グラウンドの下地となる路盤の敷き均しを行っており、附属建物お

よび夜間照明の改修は 8 月から着手し、主にトイレ棟内部の改修を中心に進めている。また、夜間照明の取り付けは完了し、現在、引込盤、操作盤等の設置を進めている。

今後は、グラウンド内の路盤の敷き均し完了後に、2 月末までに花崗土の敷き均しを行い、併せてグラウンド外周部分にフェンスの設置を行う。12 月上旬には、防球ネット張り替えの入札を予定しており、2 月末までにネットの張り替えを行う。また、駐車場部分の舗装は、2 月上旬に入札を行い、3 月中旬までの完成を予定しているとのことでした。

委員より、グラウンドの使用目的と補助金についての質問がありました。

執行部より、グラウンドの使用目的について、現在、中央グラウンドおよび渕崎グラウンドで行っているスポーツが移転する。また、大規模災害時の活動拠点としても利用を考えていると説明がありました。

補助金について、国費等の充当はなく、全額起債。予算の 2 億 1000 万円弱は過疎債で、約 7 割が交付税バックになると答弁がありました。

委員より、グラウンドの出入り口の施錠についての質問と、図書館側にも出入り口がほしいとの意見が出されました。執行部よりトイレの構造についての説明と 24 時間使えるトイレにしているとの報告がありました。

次に健康福祉課。健康福祉課からは 3 つの議題について説明がありました。

1 つ目は、7 月から実施した価格高騰重点支援給付金について、事業が終了したので報告がありました。

非課税世帯の対象世帯 205 件中、給付世帯数は 201 件。そのうち、18 歳以下の子どもに対する子ども加算対象世帯は 12 世帯で、全世帯に給付。均等割のみ課税世帯の対象世帯は 103 件、給付世帯数は 102 件。そのうち、18 歳以下の子どもに対する子ども加算対象世帯は 7 世帯で、こちらも全世帯に給付。

10 月に入ってから未申請者に書類の再送付や連絡を行い、非課税世帯の未申請 4 件については、皆さん今年に入ってから転入して来られた方々でして、うち 1 件は被扶養者となっているので対象外、あとの 3 件は公民館や移住担当にも確認しましたが、連絡先が分からず未申請となった。均等割のみ課税の未申請 1 件については、近所に住む職員にも確認したが、居住実態がつかめず、こちらも未申請となったとのことでした。

2 つ目の議題、知的障がい者グループホームについて、本年 7 月頃、国の補助金を受けるため、ひまわり福祉会が県に補助金交付希望調査を提出。また、地権者の小豆広域議会に土地の無償貸付に関する承認を求め、9 月広域議会において承認された。

今後は、国に対し協議書を提出し、令和 7 年 7 月頃、国からの内示があれば、ひまわり福祉会が工事に着手することとなると説明があった。また、グループ

ホームのレイアウトについての説明もありました。

委員より、地元自治会との協議について質問があり、執行部より先日、役員会があったので、そのときにレイアウトについての説明を行ったと答弁がありました。

3つ目の議題、地域おたすけ送迎支援事業について説明がありました。

この事業は、大部地区の住民から「バスに乗りたくても家から遠く、利用ができない」というご意見を受けて、本年 5 月に大部地区民生委員の方々に事業内容を説明した。

この事業の一番の問題は、送迎する運転手の確保。運転手の人数が 5 人以上集まらなければ、実際の稼働が難しい。大部地区で実施できるか検討していたきたいと民生委員にお願いをしていた。9 月に、送迎運転手の確保が可能だということで、事業内容について協議し、10 月 21 日に大部地区自治会長にこの事業を説明し、協力いただきたいと説明し、了承をいただいた。

この事業は、事業開始当初は物品自体や費用については町で用意するが、運営はあくまで大部地区で行い、費用等についても将来的には地区で賄っていきたいと考えている。

事業内容は、基本的に昨年行ったデマンドタクシーと同様の流れとなる。

事業概要は、自宅からバス停までの移動が難しい方に対し、登録運転手による自宅から大部公民館までの移動を支援し、地域共助促進および福祉交通施策に活用することを目的としている。

次に、支援の内容は事前登録した高齢者に対し、登録運転手による送迎車の運行を実施し、送迎車の車体費用、維持管理費、保険料等を助成する。また、運行範囲としては、自宅前まで送迎することを基本としているが、極端に道幅が狭いなど道路条件等によっては自宅前とは異なる場合がある。

次に、対象者は、土庄町大部地区内に住所を有する 75 歳以上の方ならびに障害等により歩行が難しい方が対象となる。

なお、利用に際しては、事前の申請が必要となる。利用者は無料とする。登録運転手は、有償ボランティアとして最低賃金程度と大部公民館から 2km 以上の登録者については、キロ当たり 15 円の交通費を助成する予定としている。

次に、運行内容ですが、大部公民館を出発として、迎え 3 便、送り 3 便を予定している。

次に、運行経路ですが、自宅から大部公民館へ、大部公民館から自宅への経路となる。

利用方法。利用する際には、利用登録が事前に必要となるので、まず、大部公民館で申請していただく。最終的に役場で審査を行う都合上、利用者証の交付は、後日郵送となる。利用する際には、前日の 17 時までに大部公民館へ送迎

予約の連絡をいただく。自宅付近の場所で送迎車を待っていただき、送迎車が来たら乗車していただく。送迎時間は、あらかじめ地区ごとに決める予定としている。乗車の際には、利用者証を呈示していただく。自宅または自宅周辺等から大部公民館まで移動し下車する。

帰りの場合は、大部公民館から予定時刻に出発するので、利用書を呈示し、乗車していただく。最後に、自宅付近まで送迎するので、そこで下車する。

予算案を議会に提案し、承認されれば、12月下旬にこの事業の内容を自治会回覧にて周知していただく。

令和7年1月から登録利用者および登録運転手の募集をして、送迎車の確保が出来次第、事業開始となる。現在の予定は、令和7年2月を予定しているが、車の手配の関係で開始時期が遅れる可能性があるとの説明がありました。

委員より、車の台数、対象者数について質問があり、車は1台。対象者数はそんなに多くないと考えていると答弁がありました。「他の地区でも要望が出ればどうするのか」という質問には、地区で協議してもらわないといけないところもあるけれども、他の地区でも随時増やせていけばいいかなと考えている。そのほか、事故対応は町の保険で補償し、自治会に入っていない住民も利用できる」と説明があった。

各課からの説明および質疑は以上です。

なお、その他として委員会に対し、委員より視察の希望が出されたため検討しましたが、ゴミの調査と富士クリーンへの視察を検討することで協議が行われました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長 宮原隆昌君。

○決算特別委員長（宮原隆昌君）

おはようございます。

9月定例会で、本委員会に付託されました令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、閉会中に審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10月2日から8日まで開催し、初日には、長門監査委員より令和5年度決算審査の意見をいただくとともに、山本副町長から決算全体の概要について説明を受けました。

概要としては、令和5年度決算の一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は144億8451万1266円で、前年度比4.4%の減、歳出総額は134億7137万4713円で、前年度比3.5%の減です。

一般会計の歳入は、100 億 75 万 6312 円で、前年度比 5.8%の減、歳出は 92 億 7909 万 4017 円で、前年度比 4.5%の減です。形式収支は、7 億 2166 万 2295 円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金を除いた実質単年度収支は、1 億 7441 万 1923 円の赤字となりました。

歳入決算の状況について主なものを説明いたします。

町税は、法人町民税の減少および固定資産税の減少により、総額で前年度と比較して 3525 万 7 千円の減となっています。

大幅に増加したものとして、株式等譲渡所得割交付金は、458 万 8 千円の増となっております。

地方特別交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増により、108 万 8 千円の増です。

地方交付税のうち普通交付税は、基準財政需要額の減、基準財政収入額の増により、前年度と比較して 9344 万円の減となりました。

特別交付税は、地域おこし協力隊の増などにより、前年度と比較して 1776 万 5 千円の増となりました。

分担金および負担金は、小豆広域派遣職員負担金の皆減、他町児童受託費負担金の減および私立保育所保育料の減により、1476 万 5 千円の減となっています。

使用料および手数料は、多目的交流施設使用料の皆増、町営バス使用料の増、公民館使用料の増、浄化槽汚泥処分手数料の減などにより、前年度と比較して 208 万円の増となりました。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減、価格高騰緊急支援給付事業補助金の皆減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増などにより、前年度と比較して 1 億 4438 万 9 千円の減となりました。

県支出金は、地域密着型サービス等整備事業費補助金の皆減、参議院議員選挙費委託金の皆減、香川県知事選挙費委託金の皆減により、前年度と比較して 4067 万 8 千円の減となりました。

財産収入は、土地開発公社の解散に伴う清算金収入の皆増および町有財産売却代金の増により、前年度と比較して 1415 万 1 千円の増となりました。

寄附金は、ふるさと納税寄付金の増及び企業版ふるさと納税寄付金の増により、前年度と比較して 3366 万 5 千円の増となりました。

繰入金は、豊かなふるさとづくり基金繰入金の増、観光振興基金繰入金の減により、前年度と比較して 685 万 9 千円の増となりました。

諸収入は、沖之島架橋事業に係る工事違約金の皆減、後期高齢者医療事業過年度療養給付費負担金清算金の減により、前年度と比較して 9525 万 6 千円の減となりました。

地方債は、社会資本交付金事業債の減により、前年度と比較して 8318 万 7 千円の減となりました。

歳出決算の主なものを説明いたします。

総務費は、5543 万 8 千円の増です。主なものは、価格高騰応援商品券支給事業の皆増、若者住宅取得助成事業補助金の皆増、総合計画策定支援業務委託料の皆増となっています。

民生費は、2252 万 1 千円の増です。主なものは、価格高騰重点支援給付金の皆増となっています。

衛生費は、1 億 5860 万 9 千円の減です。主なものは、塵芥処理事業費の皆減、新型コロナワクチン接種委託料の減、小豆広域負担金の増、老朽危険空き家除去支援事業補助金の増などとなっています。

農林水産事業費は、1366 万 5 千円の増です。主なものは唐櫃漁港海岸整備事業費の増、活性化緊急支援事業補助金の増、沖之島ポンプ場改修工事の皆減、農業集落排水事業特別会計繰出金の減などとなっています。

商工費は、4068 万 3 千円の減です。主なものは、瀬戸内国際芸術祭事業費の減、小豆島観光協会負担金の増などとなっています。

土木費は、3 億 1478 万 9 千円の減です。主なものは、沖之島離島架橋事業事業費の減、自然災害防止対策事業費の減、下水路施設改良事業費の増、照明灯 LED 化事業費補助金の皆増などとなっています。

消防費は、3510 万 2 千円の減です。主なものは、小豆広域負担金の減となっています。

公債費は、1886 万 1 千円の減です。長期債償還金元金の減、長期債償還金利子の増となっています。

次に、特別会計の主なものについて、説明いたします。

国民健康保険事業の歳出決算額は 18 億 1938 万 2958 円で、一般被保険者療養給付費の減および一般被保険者高額療養費の増、やすらぎプラザの施設の LED 化に伴う運営事業費の増などにより、前年度と比較して 987 万 5458 円の増となっています。

港湾整備事業の歳出決算額は、1496 万 8416 円で、前年度費繰上充用金の減により、前年度と比較して 1082 万 3698 円の減となっています。

宅地造成事業の歳出決算額は、1370 万 3739 円で、前年度繰上充用金の減などにより、前年度と比較して 1636 万 3140 円の減となっています。

大鐸財産区事業の歳出決算額は、81 万 1693 円で、森林国営保険料の皆減により、前年度と比較して 95 万 9274 円の減となっています。

農業集落排水事業の歳出決算額は、1224 万 3906 円で、長期債償還元金・利子の減により、前年度と比較して 519 万 760 円の減となっています。

介護保険事業の歳出決算額は、19 億 7571 万 2342 円で、施設介護サービス給付費の減、地域密着型サービス等整備事業費補助金の皆減および地域密着型サービス給付費の増などにより、前年度と比較して 3696 万 8501 円の減となっています。

福祉サービス事業の歳出決算額は、7769 万 5820 円で、居宅介護支援事業費の減などにより、前年度と比較して 276 万 872 円の減となっています。

後期高齢者医療事業の歳出決算額は、2 億 7776 万 1822 円で、広域連合負担金の増などにより、前年度と比較して 1008 万 5721 円の増となっています。

概要に続いて、各課の審査においては、決算額や成果など詳細な説明を受け、質疑を経て、認定の賛否を問いました。

当委員会としては、慎重に審査した結果、住民環境課所管の決算については、マイナンバー関連の支出について、商工観光課所管の決算については、マイナポイント関連の支出について反対意見がありましたが、全ての決算を認定すべきものと決したことを、ここにご報告いたします。

次に、審査の過程で各委員から出された質疑、意見などを所管課ごとに報告いたします。

まず、総務課から。委員から、「分団屯所が 7 分団あるが、地震に備えて耐震の判断などの検証はまだやってないのか」との質問があり、耐震診断は今のところ行っていない。設置年度が古くなっており、計画的に更新をしていきたいとの回答がありました。

次に、企画財政課です。

委員から、財政調整基金が増えた具体的な要因についての質問があり、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を緩和するための臨時的措置により普通交付税が増加し、令和 5 年度末において 4 億円程度、財政調整基金が増加したとの回答がありました。

次に、税務課です。

委員から、「前納報奨金が全国的に少なくなっている。厳しい財政の中、なくすことは検討しているのか」との質問があり、各自治体の動向を見ながら廃止に向けた検討を進めているところであるとの回答がありました。

次に、会計課です。

委員から、今後の課題としている「入札制度の適正化の促進」について質問があり、副町長から、入札制度の適正化ということで、官製談合の防止については防止できていると思っている。現在の課題は、監視委員会から予定価格の事前公表をやめたらどうかと従前から指摘されているが、その結論が出ていないとの回答がありました。

次に、建設課です。

委員から、「行者原など町営住宅を減らす方向になっているが、必要と思う。増やす方向性があるのか」という質問に、住宅の戸数については長寿命化計画のほうを策定していて、将来の人口予測等により管理し、今現在の計画では戸数を減らす方向となっているとの回答がありました。

次に、農林水産課です。

委員から、照明灯 LED 化事業費補助金の事前調査と実績の数との開きについての質問があり、数字に開きが出た要因は、自治会管理の蛍光灯と重複していたものがあったこと。LED 照明は、照度は高いが、照明範囲が狭いため、場所によっては今のままのほうが良いとの意見が漁業者からあったことによるものとの回答がありました。

次に、商工観光課です。

委員から、地域資源活性化事業で、映像制作委託料 250 万についての質問があり、成果物ができ、1 つはフェリーの船内モニターで流れている。また、物産展やイベント等に持って行き、ブースの前のモニターで流すこともやっているとの回答がありました。

次に、教育総務課です。

委員から、スクールバスの利用者が年々減ってきており、今後の検討課題になると思うが、路線バスの利用を考える時期にきているのではないかと。また、人数が減っても経費は変わらず、逆に高くなってきていると思う。路線バスに移行することによって、路線バスの乗車率の増加にもなると思うとの意見がありました。

次に、生涯学習課です。

委員から、「各公民館で地域の人たちが自主的に活動する講座みたいなものは、まだそれなりにあるのか」との質問に、自主的な活動ではなく、公民館主体で開催されるものが今現在多くなっているとの回答がありました。

次に、健康福祉課です。

委員から、「介護用品等給付事業の支給券は、紙おむつのみか。また、直接家に届く仕組みはできないか」との質問に、紙おむつだけでなく尿取りパッドとか交換できる品目があり、利用者が使いたいものをお金の代わりに券で渡すシステムとなっており、国の支給券で交換する仕組みの上乗せとして同じように運用しているとの回答がありました。

次に、住民環境課です。

委員から、「中間処理施設について、現状はどうなっているのか」との質問があり、令和 5 年度に中間処理施設の設計施工に関するプロポーザルを行ったが、交渉の前段階で、要綱上の不備などが見つかり、プロポーザル自体の進展がストップしている。国の交付金事業であるので、早期にどのようなかたちで再開

するのか小豆広域、両町で検討しているところであるとの回答がありました。

以上で、当委員会に付託されました決算認定の審査結果の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長 森英樹君。

○公共用施設跡地等利活用検討特別委員長（森英樹君）

おはようございます。

閉会中の令和 6 年 11 月 8 日に、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会を開催しましたので、その内容についてご報告いたします。

11 月 8 日の委員会では、8 月 27 日開催時に、町執行部から説明を受けた土庄町中心部のアイランドタウン創生プラン基本構想（案）の件について協議しました。

この構想（案）の説明では、旧庁舎の整備について、今後、基本計画を策定し、事業計画を進めていきたいとのことであり、委員から、「旧庁舎は、当委員会が利活用を検討している公共用施設の中に含まれていることから、基本構想が策定される前に当委員会として町執行部に対し、何らかの意見等を申し入れるべきではないか」という意見があり、今回は旧庁舎に特化して協議を行いました。

取りまとめた意見は、当委員会から議長宛てに意見書として提出したところです。

以上で、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長 小川務君。

○議会活性化特別委員長（小川務君）

おはようございます。

去る 9 月 26 日に議会活性化特別委員会を開催しましたので、その内容についてご報告申し上げます。

9 月 26 日の委員会では、仮の議会 BCP（案）を作成し、修正点や改善点などの協議を行いました。

委員から、先進自治体への視察の希望があり、視察を行う予定で進めていましたが、相手方の都合により残念ながら中止になりました。委員会で出された修正点、改善点を取りまとめた議会 BCP（案）について、実際の運用にあたり町執行部との連携が重要であることから事前協議を行いました。

また、全議員に議会 BCP（案）を配布し、確認をお願いしました。町執行部、議員からもとくに指摘事項はなく、当委員会としては、議長あてに議会 BCP を

策定し、提出しました。

以上で、議会活性化委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、公共用施設跡地等利活用検討特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（継続審査 議案第9号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、継続審査 議案第9号 令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

決算の反対討論を行います。

決算全体としましては、必要な予算がきちんと割り振られてきたと思います。ただ、各論としまして来年度の予算にあたって、変更を求めたい部分について述べたいと思います。

まず第一に、同和事業についてです。

部落解放同盟への団体助成および特定地域に住む個人への個人給付、免許の取得補助、また葬祭費補助等は止めるべきであると考えます。

そして、マイナンバーの決算については、個別には細かく言いませんけども、マイナンバー制度そのものについては、国の制度とはいえ止めるべきだというふうに考えますので、そもそも国が止めるべきだと考えますので反対をいたします。

総論を述べます。中心市街地へのですね、整備事業は、必要な大型の建設事業は終結していると考えます。来年度は大型再開発や観光事業中心の建設事業ではなく、住民生活を支える福祉事業、とくにソフト面に軸足を置いた予算に

切り替えるよう求めて討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

6 番 井藤茂信君。

○6 番（井藤茂信君）

賛成の立場から意見を述べます。

令和 5 年度決算認定については、賛成の立場から発言いたします。

決算特別委員会の中で執行部から説明を受け、疑義のある点については各委員から質問を行い、十分な審査の結果、認定するものとされておりますので、賛成いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

私もマイナンバーの件に関しまして、マイナンバー現在も問題続出しております。これも国から、もちろん町からですけど、廃止したほうがいいと思うために決算の反対をします。

○議長（濱野良一君）

ほかにありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、令和 5 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 10 時 40 分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 29 分

再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 7 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号））の件から、日程第 11、議案第 7 号 令和 6 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）」について、令和 6 年 10 月 1 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容につきましては、3 ページから 14 ページになります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出といたしまして、12 ページ、13 ページをお願いします。

2 款 総務費、4 項 選挙費、2 目 衆議院議員選挙費 1583 万 2 千円です。10 月 9 日に衆議院が解散となり、同 15 日に公示、10 月 27 日に衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。その選挙に係る費用につきまして、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分いたしました。全額国費を充当いたしております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、説明をさせていただきます。

議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 2 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和 6 年人事院勧告による公務員の給与改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の 28 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

香川県小規模ため池防災対策特別事業実施要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、議案書の 29 ページをお開きください。

議案第 4 号 令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出といたしまして 46 ページ、47 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の職員給与費から、68 ページ、69 ページの 10 款 教育費、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の職員給与費まで、特別職・一般職に係る人件費について、合計が 2251 万 2 千円の増額となっております。補正理由といたしましては 3 点あります。

1 つ目が、令和 6 年 4 月以降の人事異動を反映させたもの。2 つ目が、人事院勧告の内容を反映させたことによるもの。3 つ目が、時間外手当の不足分によるものでございます。

続いて、47 ページの下から 4 段目ですが、2 款 1 項 1 目 総務事務費 1 万 7 千円です。人事院勧告に伴う職員手当の差額分を補正しようとするものです。

同じくその下、職員研修費 9 万 3 千円です。今年度から短縮されていた研修期間が通常の期間に戻ったことによる旅費の不足額を補正しようとするものです。

続いてその下、5 目 財産管理費 156 万 8 千円です。補助金申請におけるアドバイザーの助言等に係る謝礼。また、現在使用していない医師住宅 4 棟の不動産鑑定手数料を計上しております。

その下、48 ページ、49 ページにかけてですが、6 目 離島振興事業です。とのたる館の改修に係る経費について、実施設計委託料の一部を工事費に組み替えるものです。

同じく、6 目 移住定住促進事業です。地域おこし協力隊に係る経費について、活動予定に合わせた節の組み替えを行おうとするものです。

その下、豊島地区シャトルバス運行事業 35 万 6 千円です。燃料費の増加と車両修繕費の増加により不足する需用費を計上しています。また、運転手 1 人が退職したため、新たに任用する予定の職員に係る旅費を計上しております。

その下、域学連携交流事業です。地域おこし協力隊に係る経費について、活動予定に合わせて節の組み替えを行おうとするものです。

50 ページ、51 ページをお願いします。

51 ページの右下ですが、3 款 1 項 2 目 福祉バス運行事業 8 万 4 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。また、職員が休暇を取得した際のシルバー人材センターへの運行委託について不足する委託料を計上しております。

52 ページ、53 ページをお願いします。

同じく、2 目 介護保険事業 96 万 5 千円です。介護保険事業特別会計への繰出金です。詳細につきましては、特別会計の際に説明をいたします。

その下、介護用品等給付事業 17 万 8 千円です。介護用品等給付費が当初の見込みより増加しているため、不足見込額を計上しております。

その下、地域おたすけ送迎支援事業 215 万 9 千円です。大部地区において、自宅からバス停まで行くことが困難な方に対し、自宅から送迎を行い、福祉交流（交通）施策の向上を図ろうとするものです。

続いて、3 款 1 項 3 目 障害福祉事務費 1 万 6 千円です。超短時間雇用制度の導入検討のため、実施自治体等への視察に係る旅費不足分を計上しております。

同じく、3 目 障害者自立支援給付事業 4661 万 3 千円です。令和 6 年度の制度改正に伴う障害福祉システムの改修委託料を計上しております。こちらは、国費 2 分の 1 の補助金が充当されます。

また、扶助費については、実績見込みにより不足額を計上しております。これも国 2 分の 1、県 4 分の 1 の補助金が充当されます。

その下、地域生活支援事業 78 万 2 千円です。移動支援事業給付等の扶助費について、実績見込みにより不足額を計上しております。

54 ページ、55 ページをお願いします。

中段ですが、3 款 1 項 7 目 国民健康保険事業▲44 万 2 千円です。国民健康保険事業特別会計への繰出金です。詳細につきましては、特別会計の際に説明をいたします。

3 款 2 項 1 目 障害児通所支援事業 453 万 8 千円です。実績見込みにより不足する審査支払手数料と扶助費について不足額を計上しております。

その下、同じく 1 目 子育て世帯生活支援特別給付事業 26 万 3 千円です。令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金です。

その下、4 目 私立・町外保育所運営事業 18 万 2 千円です。令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金です。

同じく、4 目 私立認定こども園運営事業 285 万 7 千円です。せいけんじこども園の園児数が見込みより増加したため、不足する負担金を計上しております。

同じく、4 目 子育てのための施設等利用給付事業 6 万 3 千円です。

56 ページ、57 ページに続きます。

令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫負担金と県負担金の返還金です。

その 2 つ下、3 款 2 項 5 目 子育て支援センター運営事業 14 万 8 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものと、令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金を計上しております。

続いてその下、3 款 2 項 7 目 児童館運営事業 6 万円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

同じく、7 目 児童館維持管理費 12 万 3 千円です。実績見込みにより不足する光熱水費を計上しております。

続いて、3 款 2 項 9 目 公立認定こども園運営事業 19 万 6 千円です。令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金です。

その下、10 目 放課後児童健全育成事業 94 万円です。令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金です。

58 ページ、59 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目 保健衛生事務費 150 万 6 千円です。職員の退職、産前産後休暇等に伴う代替職員の人件費を計上しています。

同じく、1 目 虐待防止等ネットワーク協議会運営費 1 万 2 千円です。令和 5 年度に実施した事業の精算に係る国庫補助金の返還金です。

続いて、3 目 老朽危険空き家対策事業 430 万 5 千円です。老朽危険空き家除去支援事業補助金について、国庫補助金の追加配分が見込まれるため、補助件数を増加させるものです。

その下、4 款 2 項 2 目 塵芥処理事業 40 万 6 千円です。

60 ページ、61 ページに続きます。

人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。また、指定ごみ袋取扱手数料について、ごみ袋の販売数が増加しているため、歳入の手数料と業者へ支払う取扱手数料をそれぞれ増額させるものです。

同じく、2 目 塵芥処理施設維持管理費 383 万 2 千円です。ごみ収集に使用しているパッカー車と小江埋立地で使用しているショベルに係る車両修繕費等の不足分を計上しております。また、施設修繕費については、豊島浸出水処理施設の配管修繕に係る経費等を計上しております。

次に、6 款 1 項 1 目 農業委員会事務費 40 万 6 千円です。農業委員等の活動に対する県補助金が基準変更により増額となったため、同額を委員報酬に計上しております。

その下、3 目 農業振興事業 1 万 7 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

62 ページ、63 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目 地域雇用活性化推進事業 1 万 5 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。また、地域おこし協力隊に係る経費について、活動内容に合わせて節の組み替えを行おうとするものです。

その下、観光事務費 1 万 4 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

同じく、3 目 瀬戸内国際芸術祭事業 561 万 6 千円です。まず旅費ですが、地域との打ち合わせ等に要する経費を計上しております。

それから、10 節の作品修繕費については、土庄港に設置している太陽の贈り物の修繕に伴う経費を計上しております。

12 節の委託料については、次年度の開催に向けた案内所運営等の業務委託料を計上しております。

64 ページ、65 ページをお願いします。

8 款 2 項 2 目 町道新設改良事業 74 万円です。琴塚の妙見線において、大型車両の通行が可能な仮設道路の設置が必要となったことから増額補正しようとするものです。

その下、6 項 1 目 公営住宅維持管理費 127 万 2 千円です。青門ヶ丘住宅および黒岩住宅において、火災警報器の耐用年数が過ぎたものを交換する費用を計上しております。

その下、9 款 1 項 2 目 消防団施設維持管理費 6 万 5 千円です。

66 ページ、67 ページに続きます。

豊島分団ポンプ車について、新規車両の納期が遅れたため、現行の車両の車検に係る費用を計上しております。

続いて、10 款 1 項 2 目 教育総務事務費 8 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

同じく、2 目 学術・スポーツ・文化活動等助成事業 67 万 2 千円です。土庄中学校野球部が全国大会へ参加したこと等により補助金を増額補正しております。

同じく、2 目 豊島教員住宅維持管理費 9 万 9 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

68 ページ、69 ページをお願いします。

10 款 2 項 1 目 小学校スクールバス運営（運行）事業 22 万 9 千円です。豊島スクールバスの車両修繕費の不足分を計上しております。

続いて、4 項 4 目 中央図書館運営事業 4 万 7 千円です。これも人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

同じく、4 目 中央図書館維持管理費 5 万円です。小豆島ライオンズクラブから図書の購入に係る寄付があったため、同額を歳出に計上しております。

その下、6 目 大坂城残石記念公園運営事業 1 万 5 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

その下、7 目 小豆島尾崎放哉記念館運営事業 1 万 6 千円です。これも人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

70 ページ、71 ページをお願いします。

10 款 5 項 2 目 中央学校給食センター運営事業 662 万 2 千円です。米の価格高騰等により不足する給食材料費を補正しようとするものです。

その下、3 目 体育施設運営事業 7 万 3 千円です。人事院勧告に伴う職員手当等の差額分を補正しようとするものです。

11 款 1 項 1 目 農地災害復旧事業 48 万 5 千円です。台風 10 号により被害を受けた農地 2 カ所について、災害査定に係る設計委託料を計上しております。

その下、2 目 農業用施設災害復旧事業 44 万円です。これも台風 10 号により被災した水路を単独費で復旧する経費を計上しております。

同じくその下、3 目 漁港災害復旧事業 57 万 9 千円です。同じく台風 10 号の影響により海岸に漂着した漂流物を撤去する費用を計上しております。また、小海漁港については、高潮時に排水を行えるよう応急ポンプを設置する経費を計上しております。

続いて、11 款 2 項 1 目 公共土木施設災害復旧事業 165 万円です。これも台風 10 号により被災した箇所の施設修繕費を計上しております。

29 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 1376 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 106 億 6354 万 5 千円となります。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正については、34 ページ、第 2 表のとおりでございます。

次に、第 3 条、地方債の補正については、35 ページの第 3 表のとおりでございます。

続いて、75 ページをお願いします。

議案第 5 号 令和 6 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして 84 ページ、85 ページをお願いします。

5 款 3 項 1 目 保健運営事業費▲221 万 3 千円です。人事院勧告に伴う月例給および期末勤勉手当の引き上げによる増額と栄養士 2 名が退職したことによる減額補正となります。

75 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、221 万 3 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 17 億 7854 万 4 千円となります。

続いて、87 ページをお願いします。

議案第 6 号 令和 6 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして 98 ページ、99 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費 74 万 8 千円です。介護認定に係る会計年度任用職

員の人件費について、人事院勧告による職員手当等、時間外手当および共済費の不足分を計上しています。

4 款 1 項 2 目の介護予防ケアマネジメント事業費 7 万 1 千円です。こちらも人事院勧告に伴う職員手当等および不足する時間外手当を計上しております。

4 款 3 項 1 目から 3 目ですが、100 ページ、101 ページにかけてです。

職員給与費については、正規職員における人事異動および人事院勧告に伴う人件費の補正となります。

87 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 190 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 20 億 8169 万 2 千円となります。

続いて、103 ページをお願いします。

議案第 7 号 令和 6 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして 112 ページ、113 ページをお願いします。

1 款から 3 款のうち人件費に係るものは、すべて人事異動と人事院勧告に伴う補正となります。

113 ページの一番下の 1 目 居宅介護支援事業のうち、10 節 需用費の物品修繕費 34 万円については、公用車の修繕費等の増加により不足する額を計上しております。

114 ページ、115 ページをお願いします。

中ほどになりますが、2 款 3 項 1 目の訪問入浴サービス事業のうち、10 節 需用費 4 万円については、訪問入浴車の修繕費を計上しております。

103 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 897 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 1 億 214 万 5 千円となります。

以上で、補正予算関係の説明は終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明は終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 7 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 7 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 2 号から議案第 7 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 7 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 2 号～議案第 7 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 2 号から議案第 7 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号から議案第 7 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 1 号）

○議長（濱野良一君）

これより討論、採決を行います。

日程第 5、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号））の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 12、発議第 1 号 健康保険証の存続を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

それでは、私から今回の意見書の提案を読ませていただきます。

健康保険証の存続を求める意見書（案）になってます。

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証の新規発行を 2024 年 12 月 2 日に廃止する予定です。これ提出した期日が以前になりましたので、この文脈になりました。

これまでマイナ保険証をめぐるっては、様々なトラブルが発生してきました。マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで 10 割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていた等です。

こうしたトラブルにより、従来の健康保険証の存続を求める声はいまも止まず、マイナ保険証の利用率は低迷したままです。マイナ保険証を取得したものの、登録の解除を申請するケースも出ています。これらは、個人情報に対するセキュリティの甘さや高齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどうか分からないなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問が払拭されていないことの証左です。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることは間違いありません。しかし、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退してしまいます。政府は、個人情報とは国民一人ひとりのものであることを自覚した上で「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければなりません。政府はマイナ保険証を持たない人向けに発行する資格確認書について、保険者が有効期間を 5 年以内で設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していな

いすべての人に交付する方針を示しています。このような資格確認書が、現在の健康保険証と何が違うのか理解できません。資格確認書の交付には事務負担やコストが伴い、初めての資格確認書の事務作業では、ミスの発生や混乱が予想されます。

よって、政府に対し、国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要な時に、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、政府の考え方の総点検を行うとともに、健康保険証を復活させ、一定の条件が整うまで従来の健康保険証を存続させることを強く求めます。以上です。

○議長（濱野良一君）

これを持ちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

発議第1号 健康保険証の存続を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

11番 福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

反対の立場から討論いたします。

今後、行政のデジタル化が進むことは避けられない状況になっているという認識は鈴木議員もお持ちのことと思います。私も性急な制度変更を認めるものではありません。政府には、国民の不安に対して真摯な対応と丁寧な説明が必要だと考えております。

また、制度が認知されるまでの十分な移行期間を取る必要が重要であると認識しております。しかしながら、現段階の健康保険証の新規発行はすでに停止されており、資格確認書が交付されることになっていることから再度、健康保険証の発行を行うのは、さらに現場を混乱させるのではないかと考えております。

以上のことから、健康保険証の存続を求める意見書には賛成しかねますので、反対とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今年 1 月から 11 月の 11 カ月で、約 3145 万件の個人情報漏洩していることが日本共産党の政策委員会の調査で明らかになりました。新聞赤旗の日刊紙の 12 月 4 日付けに一面に詳細が出ております。2012 年から 2013 年に漏洩、紛失した可能性がある個人情報は累計 1 億 6662 万人分にのぼっております。東京商工リサーチは、日本の人口をゆうに超えていると報告をしています。日本は、まさに個人情報流出大国になっています。

個人情報保護委員会の報告書によると、犯罪者グループに個人の資産情報などを載せた名簿を売る悪質な名簿屋、データブローカーの存在が指摘をされています。個人情報のデジタル化、マイナンバー制度には、今なお多くの国民から不安の声が上がっており、マイナンバー取得が広がっていません。

保険証のデジタル化は、導入当初から危険性が指摘されており、マイナンバーカードによるトラブルは今なお増え続けています。安心できるデジタル社会のためのルール作りの強化をまず行うことが優先されるべきことです。

マイナカードやマイナ保険証については、今も多くの国民が取得をしておりません。その理由は、危険性に対する不安、そして利便性どころか不便性が際立っているからです。そもそもマイナカードは任意です。強制ではありません。紙の保険証を存在させなければ、資格証をわざわざ発行する必要もありません。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

賛成の立場から発言いたします。

先ほど、反対の福本議員の話の中でも共通した意見がございまして、そういう意味では、これは意見書ですから、多くの国民の皆さんも望んでおるわけですから賛成に回っていただきたいなという意見でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、11時25分より委員会室におきまして、総務建設常任委員会を、終了後、引き続いて教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

散 会 午前11時13分